第 5136 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2014年)平成26年 12月 26日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 接待飲食費の帳簿書類

Q：50%損金算入の接待飲食費は、書類の保存が必要になるそうですが、領収書にメモ書きしたものでもいいのでしょうか？

A：書類の形式は問われませんので、領収書に一定の事項を書き入れたものでも認められます。

【解説】

飲食のための費用で50%損金算入できる接待飲食費は、得意先や仕入先その他事業に関係のある者との飲食費その他これに類する行為のために要する費用で、次の事項が記載された書類の保存があるものについて適用されることとなっています。

ただし、その書類の形式は問われていませんので、領収書であっても次の事項が記載されており、それが保存されておればこの適用を受けることができます。

①飲食等のあった年月日
②飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名及びその関係
③飲食等に参加した者の数
④費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及び所在地（店舗を有しない等で名称、所在地が明らかでない場合は領収書等に記載された支払先の氏名又は名称、居所又は事務所等の所在地）
⑤その他参考となるべき事項

なお、相手方の氏名が一部不明の場合や多数参加したような場合には、○○会社△△部、××部長他10名、販売先というような記載方法でも認められることとなっています。